

長野県告示第658号

令和6年12月13日成立した令和6年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和6年12月23日

長野県知事 阿部 守一

令和6年度長野県一般会計補正予算(第4号)

1 歳入歳出予算補正				(単位:千円)
(1) 歳入				
款	補正前の額	補正額	計	
9 国庫支出金	121,128,842	44,250	121,173,092	
13 繰越金	1,971,655	102,809	2,074,464	
15 県債	76,052,000	21,000	76,073,000	
歳入合計	1,014,769,709	168,059	1,014,937,768	
(2) 歳出				
款	補正前の額	補正額	計	
2 総務費	43,982,875	28,997	44,011,872	
5 労働費	2,928,266	98,725	3,026,991	
11 教育費	200,041,987	40,337	200,082,324	
歳出合計	1,014,769,709	168,059	1,014,937,768	
2 繰越明許費補正				
中長期修繕・改修事業費ほか30件		金額	36,399,304	千円
3 債務負担行為補正				
文化施設管理運営事業ほか10件		限度額	4,263,270	千円
4 地方債補正				
高等学校整備事業費		限度額	21,000	千円

令和6年度長野県企業特別会計補正予算

会計名	既決予定額	補正予定額	(単位:千円)
総合リハビリテーション事業会計(第1号)	1,815,192	2,953	1,818,145

財政課

長野県告示第659号

令和6年12月13日長野県議会定例会において認定された令和5年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見は、次のとおりです。

令和6年12月23日

長野県知事 阿部 守一

令和5年度長野県一般会計歳入歳出決算

1 歳入				(単位:円)
款	予算現額	決算額	比較	
1 県税	249,042,501,000	250,247,897,308	1,205,396,308	
2 地方消費税清算金	107,362,869,000	107,362,868,783	△ 217	
3 地方譲与税	42,601,406,000	42,601,405,000	△ 1,000	
4 地方特例交付金	1,280,894,000	1,280,894,000	0	
5 地方交付税	219,283,326,000	219,283,326,000	0	
6 交通安全対策特別交付金	503,141,000	503,141,000	0	

7	分担金及び負担金	2,166,196,000	2,160,203,845	△ 5,992,155
8	使用料及び手数料	14,238,378,000	14,155,021,561	△ 83,356,439
9	国庫支出金	232,199,454,829	176,899,846,455	△ 55,299,608,374
10	財産収入	1,344,607,000	1,584,693,703	240,086,703
11	寄付金	1,184,475,000	1,193,057,400	8,582,400
12	繰入金	17,117,182,000	15,369,984,934	△ 1,747,197,066
13	繰越金	17,035,799,092	17,035,799,514	422
14	諸収入	178,296,822,000	179,497,230,736	1,200,408,736
15	県債	139,777,000,000	98,115,000,000	△ 41,662,000,000
	歳入合計	1,223,434,050,921	1,127,290,370,239	△ 96,143,680,682
2	歳出			
	款	予算現額	決算額	比較
1	議会費	1,448,752,000	1,425,277,152	23,474,848
2	総務費	61,388,738,813	59,448,573,051	1,940,165,762
3	民生費	142,052,217,466	136,635,242,196	5,416,975,270
4	衛生費	44,960,237,000	41,625,028,422	3,335,208,578
5	労働費	2,648,466,000	2,412,499,765	235,966,235
6	環境費	7,995,642,183	6,517,018,106	1,478,624,077
7	農林水産業費	62,637,191,704	47,673,987,565	14,963,204,139
8	商工費	196,271,334,095	189,828,910,551	6,442,423,544
9	土木費	230,658,547,043	161,093,425,274	69,565,121,769
10	警察費	45,031,114,860	44,368,855,585	662,259,275
11	教育費	187,713,855,115	183,966,296,679	3,747,558,436
12	災害復旧費	14,039,543,739	9,130,374,216	4,909,169,523
13	公債費	122,253,066,000	122,245,940,146	7,125,854
14	諸支出金	104,261,121,000	104,261,065,662	55,338
15	予備費	74,223,903	0	74,223,903
	歳出合計	1,223,434,050,921	1,110,632,494,370	112,801,556,551
		歳入歳出差引残額	16,657,875,869	
		うち基金繰入額	4,165,000,000	

令和5年度長野県特別会計歳入歳出決算

(単位：円)

会計名	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引残額
公債費	251,067,979,000	251,059,046,665	251,059,046,665	0
母子父子寡婦福祉資金貸付金	523,446,000	527,806,545	153,318,550	374,487,995
心身障害者扶養共済事業費	462,500,000	458,740,927	457,415,261	1,325,666
地方独立行政法人長野県立病院 機構施設整備等資金貸付金	5,454,237,000	4,726,664,578	4,726,664,578	0
国民健康保険	184,432,162,000	189,539,714,386	181,142,697,660	8,397,016,726
小規模企業者等設備導入資金	96,913,000	310,908,109	93,700,038	217,208,071
農業改良資金	47,387,000	179,821,228	46,038,787	133,782,441
漁業改善資金	2,972,000	2,027,126	660,000	1,367,126
県営林経営費	269,835,000	307,062,312	259,045,501	48,016,811
林業改善資金	30,399,000	318,824,261	29,508,342	289,315,919
高等学校等奨学資金貸付金	46,674,000	1,102,435,433	42,499,040	1,059,936,393
合計	442,434,504,000	448,533,051,570	438,010,594,422	10,522,457,148

6 監査第36号

令和6年(2024年)9月19日

長野県知事 阿部 守一様

長野県監査委員 増田 隆志

同 青木 孝子

同 柄澤 千恵子

同 依田 明善

令和5年度長野県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第2項の規定により審査に付された、令和5年度長野県歳入歳出決算及び同附属書類、並びに同法第241条第5項の規定により審査に付された、令和5年度長野県美術品取得基金の運用状況を審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

令和5年度 長野県歳入歳出決算審査意見書**第1 審査の概要****1 審査の対象**

- 令和5年度長野県一般会計
- 令和5年度長野県特別会計
 - 長野県公債費特別会計
 - 長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計
 - 長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計
 - 地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計
 - 長野県国民健康保険特別会計
 - 長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計
 - 長野県農業改良資金特別会計
 - 長野県漁業改善資金特別会計
 - 長野県営林経営費特別会計
 - 長野県林業改善資金特別会計
 - 長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計
- 財産

2 審査の手続

この審査は、歳入歳出決算及び同附属書類について、以下の点に主眼を置き、関係帳簿及び証拠書類の照合等を行うとともに、決算資料の提出を求め、関係者から決算についての説明を聴取し、併せて定期監査及び現金出納検査結果も考慮して実施しました。

- 決算の計数は、正確であるか。
- 予算の執行は、議会の議決の趣旨に沿って適正に行われているか。
- 財産の管理は、適正に行われているか。
- 決算に関する事務は、法令に適合し、適正に行われているか。

第2 審査の結果**1 決算の計数及び予算の執行、決算に関する事務等について**

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに同附属書類の計数については、関係帳簿、証拠書類と照合し、正確なものと認められました。

また、予算の執行、財産の管理及び決算に関する事務については、おおむね適正に行われているものと認められました。

ただし、一部に改善努力を要するものもあり、その内容は、後述の意見のとおりです。

2 決算の状況について**(1) 決算規模と収支状況**

一般会計は、歳入総額が1兆1,272億9,037万余円、歳出総額が1兆1,106億3,249万余円と、前年度に比べても減少しましたが、4年連続して1兆円を上回りました。

歳入歳出差引額166億5,787万余円から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は、83億2,978万余円の黒字となりま

した。黒字額は前年度に比べ16億1,292万余円(16.2%)減少しています。

歳入を前年度と比べると、繰入金、県税、地方交付税等が増加した一方で、国庫支出金、諸収入、県債等が減少となり、全体では819億4,093万余円(6.8%)減少しています。歳出については、総務費、土木費、環境費等が増加していますが、商工費、衛生費、教育費等が減少となり、全体では765億9,101万余円(6.5%)減少しています。

次に、特別会計は、歳入総額が4,485億3,305万余円、歳出総額が4,380億1,059万余円で、前年度に比べ歳入が85億9,273万余円(1.9%)、歳出が69億9,355万余円(1.6%)減少しています。

また、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は105億2,245万余円の黒字となっています。黒字額は前年度に比べ15億9,918万余円(13.2%)減少しています。

(2) 県債の状況

一般会計の令和5年度発行額は、981億1,500万円(令和5年度末現在高:1兆9,056億4,906万余円)で、前年度発行額(1,013億3,400万円)に比べ32億1,900万円減少しています。このうち、臨時財政対策債の発行額は67億100万円で、前年度(145億6,800万円)より78億6,700万円減少しています。

また、特別会計の令和5年度発行額は、19億1,190万円(令和5年度末現在高:193億6,708万余円)で、前年度(21億8,690万円)に比べ2億7,500万円減少しています。

このことにより、令和5年度末の県債残高は、一般会計と特別会計を合わせた総額で1兆9,250億1,614万余円となり、前年度と比べ93億23万余円(0.5%)増加しています。

一般会計と特別会計を合わせた県債残高から公営企業債を除き、さらに満期一括償還相当額について減債基金に積み立ててある分を除いた普通会計における令和5年度末残高については1兆6,027億円で、令和4年度の1兆6,203億円と比較すると176億円(1.1%)減少しています。

一方で、普通会計における県債残高から臨時財政対策債等を除いた通常債の令和5年度末残高は9,895億円となり、令和4年度の9,750億円と比較すると145億円(1.5%)の増加となっています。

(3) 基金の状況

将来の県債の償還を計画的に行うための減債基金の令和5年度末現在高(出納整理期間後、以下この項目において同じ。)は3,357億5,870万円余(前年度から242億4,550万円余増加)、予測できない収入の減少や支出の増加に備えた財政調整基金の令和5年度末現在高は404億8,903万円余(前年度から3億7,246万円余増加)となっており、両基金の合計は3,762億4,774万余円で、前年度(3,516億2,977万余円)に比べ246億1,796万余円増加しています。

基金全体では、令和5年度末現在高の総額は4,637億9,993万余円(美術品取得基金を除く。)と、前年度(4,170億6,878万余円)と比べ467億3,115万余円増加しています。

(4) 財政指標の状況

県債償還の負担比率などを示す実質公債費比率は、令和5年度は9.4%となり、令和4年度の9.7%(都道府県平均:10.1%、低い方から18番目)から0.3ポイント減少し、早期健全化基準の25%、起債に国の許可が必要となる18%を下回っています。また、県債残高など将来の負担の大きさを示す将来負担比率は152.0%となり、令和4年度の159.2%(都道府県平均:154.2%、低い方から19番目)から7.2ポイント減少し、早期健全化基準の400%を下回っています。

地方公共団体の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、令和5年度は90.5%となり、令和4年度の92.4%(都道府県平均:92.6%、低い方から16番目)から1.9ポイント改善しています。改善の主な要因は、定年延長に伴う退職手当の減によるものです。

財政の自立度を示す財政力指数は、令和5年度は0.50417となり、令和4年度の0.50303(都道府県平均:0.49378、高い方から21番目)から0.00114改善しています。

第3 審査の意見

本県の財政状況は、社会保障関係費が増加していることに加え、防災・減災対策の積極的な推進等により、通常債の残高が5年連続で増加しているところ、今後、金利上昇による公債費負担の増加等により、これまで以上に厳しい状況に置かれることも懸念されます。一方、令和6年2月に本県人口が約50年ぶりに200万人を割り込んでいる状況において、人口減に対する緩和策の一層の推進と人口減少下にあっても活力ある社会を構築していくことが求められています。

これに対し、令和5年3月に策定された「長野県総合5か年計画(しあわせ信州創造プラン3.0)」(以下「新5か年計画」という。)では、人口減少等の危機的状況を克服するための基本目標を掲げ、目標を実現するための5つの政策の柱が設定されています。また、同じく令和5年3月に「長野県行政・財政改革方針2023」(以下「行政・財政改革方針2023」という。)が策定され、「県民起点」の行動改革として真に役立つ県組織を目指した組織風土改革「かえるプロジェクト」が推進されているところです。

こうした状況を踏まえ、以下の事項に留意して、積極的な収入の確保に努めるとともに、限られた財政的資源を最大限に生かし、適時的確な対応により事業効果が一層発揮される財政運営を心掛けてください。

1 健全性の維持と変革の時代に適時的確に対応した財政運営

財政指標から示される数値等からは、財政の健全化が進み、維持されていることが認められます。

通常債の残高は、実質公債費比率が19.2%と起債発行許可基準の18%を超えていた平成18年度末に比べて、約4分の3に減少

しています。一方、経常収支比率については、全国的な傾向ではありますが、高止まりのままで推移しており、財政の硬直化に留意する必要があります。

令和6年度の県財政は、歳入面では引き続き、地方交付税などの依存財源や基金の取崩しに頼る脆弱な構造となることが見込まれます。歳出面では新型コロナウイルス感染症対策事業や中小企業融資制度資金が減少する一方、社会保障関係費など義務的な経費が増えており、今後さらに増加していくことが見込まれます。

今後「新5か年計画」の基本目標である「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」を実現していくためには、限られた財源と人的資源を必要とところに重点的に投下し、計画の着実な推進と変革期の社会状況に即応した新たな財政需要に応じていく必要があります。これに対し、「行政・財政改革方針2023」では「質の高い行政サービスを提供し続けるため、歳入確保や事業の選択と集中の強化によるトータルコストの削減、将来世代への過度な負担の抑制に取り組みます。」とされているところです。

将来にわたり必要な事業を確実に実施していくためにも、県財政が厳しい状況に置かれていることを共通認識として、財政の弾力性を維持し、将来世代に過度な負担を残さない財政運営を引き続き推進してください。

また、デジタル社会や脱炭素社会の構築など社会情勢の急速な変革を踏まえ、効率的で持続可能な行財政運営の実現に向けた改革を積極的に推進してください。

(1) 県債残高の適切な管理と自主財源の確保、事務事業の見直し

令和元年度以降、通常債の残高は5年連続で増加しています。要因としては、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用し、当該対策に係る財政措置の手厚い県債残高が増加していることが挙げられ、「行政・財政改革方針2023」における「5か年加速化対策を除く残高については、必要な社会資本整備を着実に推進しつつ、引き続き削減」とする考え方に沿ったものとなっています。

引き続き、国の財政措置等を適切に活用しつつ行政ニーズに適時適切に応えるとともに、将来の財政負担を考慮した県債管理を行ってください。

また、自主財源の確保や事務事業の抜本的な見直しによる歳出の削減に取り組み、健全で持続可能な財政運営に努めてください。

(2) 債務負担行為の適切な管理

長期にわたる債務負担行為の設定にあたっては、将来における財政負担に留意しつつ、その必要性や設定内容を十分精査してください。また、県の財政援助団体等に対する債務保証及び損失補償については、必要性や内容の精査とともに、当該団体等の経営状況等にも配慮しつつ、将来にわたり多額の県民負担が発生しないよう、その管理にも引き続き留意してください。

(主な所管部局：総務部 財政課)

2 収入未済の解消等

令和5年度末の収入未済額は、前年度に比べ1,325万余円減少し、総額39億2,092万余円（前年度比99.7%）となっています。その内訳は、一般会計が26億5,813万余円（同100.9%）、特別会計が12億6,279万余円（同97.2%）です。

収入未済の削減は、県民負担の公平性と財源確保の観点から極めて重要ですので、引き続き、新たな収入未済の発生を防止するとともに、収入未済額の削減に努めてください。

県税及び県税に係る加算金（以下「県税等」という。）の収入未済額は14億4,242万余円で、前年度（14億5,201万余円）より959万余円減少（同99.3%）しました。県税等の不納欠損額は1億3,769万余円で前年度より6,956万余円減少したにもかかわらず収入未済額が減少したことは、徴収により削減が進んだことを示しています。

一方で、一般会計の県税等を除く収入未済額は12億1,571万余円で、特別会計の収入未済額12億6,279万余円を加えた、県税等を除く収入未済額の総額は24億7,850万余円となり、前年度に比べ366万余円減少していますが（同99.9%）、県税等を除く不納欠損額は1億3,342万余円で、前年度に比べて3,073万余円増加しています。不納欠損額が増えたこともあり全体では収入未済額が減少していますが、個別にみると観光部、農政部で補助金等の返還金が新たに発生し、建設部では県営住宅使用料が大幅に増加しています。これら収入未済額が増えた機関や特別会計で貸付金等の多額の収入未済額を抱えている機関においては、引き続き、その削減に的確に取り組んでください。また、債務者や滞納者の生活状況の把握や財産調査を十分に行い、債権回収の可能性を個別に分類するなどして、公平性に留意しつつ債権管理を適切に行うとともに、その事務処理に遺漏がないよう努めてください。

なお、「行政・財政改革方針2023」は主な取組の一つとして税外未収金削減の取組をあげ、「実務的な事務処理マニュアルを作成」し、「債権管理の適正化と効率化を図るため、部局ごとに行われている債権回収業務の集約化や、債権の回収・放棄等に関する統一的な取扱いを検討」する、としています。県税等の収入未済額はピークだった平成21年度と比べ約5分の1に減少していますが、県税等を除く収入未済額の合計額は大きく変わらずに推移していて、古くから残っている小口のものが多数あります。適正な受益者負担に基づき公平に徴収することは前提としつつ、適切な処理ができる仕組みが構築されることを期待します。

北アルプス森林組合（旧「大北森林組合」、以下「組合」という。）の補助金不適正受給問題で、県が組合に対し請求した補助金返還及び損害賠償については、組合の支払計画に基づき令和5年度は市町村を通した間接補助分に150万余円、損害賠償分に75万円の支払がありました。

なお、組合から令和6年6月に補助金返還等支払計画及び事業経営計画の見直しの申入れがあったところです。当該申入れについては内容を精査し、県民の理解が得られる対応をするとともに、長野県森林組合連合会とも連携しながら組合の経営改善に向けた適切な指導、助言等を行ってください。

また、組合以外の補助事業者等に対し請求した補助金返還及び損害賠償についても、本庁林務部と現地機関が連携しながら計画的かつ確実な回収に努めてください。

(主な所管部局：林務部、収入未済のある部局)

3 県有財産の適正管理

「行政・財政改革方針2023」では「ファシリティマネジメント基本計画」に基づき、県有財産の総量縮小、県有財産の有効活用、県有施設の長寿命化、県有施設の省エネ化などによる維持管理の適正化の4つを基本方針として取組を進めています。

「総量縮小、有効活用」では、「施設の有効活用・転用集約化計画」(令和3年3月策定)に基づき個別の施設について廃止、転用、有効活用の区分ごとに取組を進め、未利用県有地について財産活用課において民間等へ23件、2億3,650万余円の売却を行ったほか、北御牧ほ場3.6万㎡を東御市へ、廃川敷地2.2万㎡を川上村へ売り渡しました。また、旧社会福祉総合センター敷地及び旧衛生部若里庁舎敷地(計0.8万㎡)を長野市が保有し県が借用する県営住宅団地敷地の一部と交換し、敷地使用料が差引きで年1,269万余円の減となりました。

令和6年1月には「行政財産貸付事務取扱要領」を制定し、行政目的に使用されていない土地、建物(室単位)での貸付を可能とし、有効活用を図っていくこととしています。

また、「長寿命化」と2050ゼロカーボンの実現に向けた「省エネ化などによる維持管理の適正化」では、「施設の中長期修繕・改修計画」(令和3年3月策定、令和5年3月改定)において、計画的な修繕と機能強化(消費エネルギーの削減、ユニバーサルデザイン化、浸水対策)を行うこととしています。

さらには、「長野県橋梁長寿命化修繕計画(第3期)」(令和2年4月策定)、「長野県河川管理施設長寿命化計画(第2期)」(令和3年3月策定)をはじめとした、社会資本の長寿命化計画が建設部において策定されていて、順次修繕を進めていくこととしています。

県有財産について、県民共有の財産であることを踏まえて、土地建物に限らず常に適正な管理に努めてください。また、有効活用とともに、不要となった財産を適切に処分することは、歳入確保だけでなく歳出面の削減にもつながります。前述したような成果も認められるところですが、引き続き関係部局が連携してファシリティマネジメントに積極的に取り組んでください。

基金は令和5年度末残高が総額で4,736億円余となっています。運用収入は超低金利下の状況を反映したものとなっていますが、今後の金利の動向にも留意し、適切な運用を心掛けてください。

(主な所管部局：総務部 財産活用課、建設部)

4 職員のコンプライアンスの推進

「行政・財政改革方針2023」ではコンプライアンスのさらなる推進を掲げ、部局ごとに「リスク・コンプライアンスビジョン」を作成し、職員一人ひとりにコンプライアンス意識の浸透を目指しています。

職員一人ひとりが行政経営理念に基づき、コンプライアンスを「自分ごと」として考える取組を今後も様々な機会を捉えて行うことにより、県民に信頼される県行政となるよう一層努めてください。

また、「行政・財政改革方針2023」に基づき、県民のために真に役立つ組織、職員が、明るく・楽しく・前向きに仕事ができる組織になるため組織風土改革「かえるプロジェクト」に取り組んでおり、併せて「デジタル技術の徹底活用等による公務能率としごとの質の向上」を図っています。

これらは職務環境の向上や公務能率の向上とともに、内部統制制度の効果的な運用の観点からも有用であると考えられますので、積極的に取り組んでください。

(主な所管部局：総務部 コンプライアンス・行政経営課、企画振興部)

(別記)

〔収入未済額及び不納欠損額の内訳〕

会計	所管部局	内 容	収入未済額				不納欠損額		
			令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増 減 (A)-(B)	前年度比 (A)/(B)	令和5年度 (C)	令和4年度 (D)	増 減 (C)-(D)
総務部		県税	円 1,432,667,560	円 1,436,963,660	円 △ 4,296,100	% 99.7	円 130,158,494	円 171,091,679	円 △ 40,933,185
		県税に係る加 算金(現年分・ 滞繰分)	9,753,220	15,051,145	△ 5,297,925	64.8	7,537,856	36,167,885	△ 28,630,029
		その他	6,871	0	6,871	皆増	0	0	0
県民文化部		社会福祉施設 入所者負担金 (児童福祉施 設入所負担金)	92,096,609	88,878,983	3,217,626	103.6	12,679,945	14,692,471	△ 2,012,526
		児童扶養手当 過払返納金	13,098,180	15,104,110	△ 2,005,930	86.7	839,400	0	839,400

一 般 会 計	健康福祉部	看護職員修学資金	3,205,000	3,038,100	166,900	105.5	0	0	0
		生活保護費返還金	53,543,380	58,370,933	△ 4,827,553	91.7	7,137,572	2,339,855	4,797,717
		障がい者施設支援費	4,537,651	3,983,399	554,252	113.9	485,627	610,780	△ 125,153
		その他	2,414,174	3,359,986	△ 945,812	71.9	27,900	0	27,900
	環境部	不法投棄された産業廃棄物の代執行経費	274,133,188	274,191,188	△ 58,000	100.0	0	80,010,981	△ 80,010,981
	産業労働部	飲食・サービス業等グループ補助金の交付決定取消による返還金	4,509,308	4,509,308	0	100.0	0	0	0
		その他	545,000	400,000	145,000	136.3	0	0	0
	観光部	「信州割 SPE CIAL」事業における返還金	98,105,500	0	98,105,500	皆増	0	0	0
	農政部	信州農業6次産業化推進事業補助金の交付決定一部取消しに伴う返還金	15,638,566	11,136,364	4,502,202	140.4	0	0	0
		農業次世代人材投資事業(青年就農給付金含む)準備型返還金	8,575,000	9,175,000	△ 600,000	93.5	0	0	0
	林務部	森林造成事業補助金返還	14,281,100	14,371,100	△ 90,000	99.4	0	0	0
		造林事業に係る補助金に関する損害賠償金	146,986,175	147,116,175	△ 130,000	99.9	0	0	0
	建設部	河川占用料	17,110,907	18,968,934	△ 1,858,027	90.2	0	0	0
		県営住宅使用料等	299,860,144	261,480,062	38,380,082	114.7	2,691,047	2,217,393	473,654
		事故等に係る原因者費用負担金	1,174,200	1,534,200	△ 360,000	76.5	0	0	0
		契約解除に伴う補償金返還	0	99,521,879	△ 99,521,879	皆減	99,521,879	0	99,521,879
		その他	414,523	458,593	△ 44,070	90.4		25,200	△ 25,200
	教育委員会	高等学校等奨励金貸付金	163,603,581	163,940,671	△ 337,090	99.8	462,917	0	462,917
		その他	1,876,669	2,465,640	△ 588,971	76.1	0	90,640	△ 90,640
県警本部	電気需給契約者の破産手続開始決定に伴う損害賠償	0	1,175,337	△ 1,175,337	皆減	1,175,337	0	1,175,337	
小計		2,658,136,506	2,635,194,767	22,941,739	100.9	262,717,974	307,246,884	△ 44,528,910	
特別	県民文化部	母子父子寡婦福祉資金貸付金	149,635,403	161,483,183	△ 11,847,780	92.7	642,033	75,000	567,033
	健康福祉部	心身障害者扶養共済事業費	7,481,230	8,288,830	△ 807,600	90.3	287,600	181,200	106,400
	産業労働部	小規模企業者等設備導入資金	929,245,486	944,338,692	△ 15,093,206	98.4	7,471,000	2,020,000	5,451,000

会 計	農政部	農業改良資金	21,322,000	21,657,000	△ 335,000	98.5	0	0	0
		漁業改善資金	940,000	1,600,000	△ 660,000	58.8	0	0	0
	林務部	林業改善資金	15,347,508	15,706,508	△ 359,000	97.7	0	0	0
	教育委員会	高等学校等奨学資金貸付金	138,818,806	145,912,174	△ 7,093,368	95.1	0	425,000	△ 425,000
	小計		1,262,790,433	1,298,986,387	△ 36,195,954	97.2	8,400,633	2,701,200	5,699,433
合計		3,920,926,939	3,934,181,154	△ 13,254,215	99.7	271,118,607	309,948,084	△ 38,829,477	

※ 令和4年度の収入未済額から、令和5年度に企業特別会計に移行した総合リハビリテーションセンターの収入未済額5,492,456円を除いています。

財政課

長野県告示第660号

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）第11条第1項の規定により、令和6年1月25日付け長野県告示第53号において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来する法人の県民税及び事業税並びに県たばこ税について、同月31日とします。

令和6年12月23日

長野県知事 阿部守一

都道府県名	指定地域
石川県	七尾市、羽咋郡志賀町

税務課

長野県告示第661号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年12月23日

長野県知事 阿部守一

- 解除に係る保安林の所在場所
松本市安曇1938の41（国有林。次の図に示す部分に限る。）、1938の40（国有林。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第662号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和6年12月23日

長野県知事 阿部守一

- 起業者の名称
公立大学法人公立諏訪東京理科大学
- 事業の種類
教育研究施設拡充事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県茅野市豊平字トクアミ地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

教育研究施設拡充事業(以下「本件事業」という。)は、公立大学法人公立諏訪東京理科大学(以下「当該大学」という。)が教育研究施設を拡充する事業であり、法第3条第21号に掲げる学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に関する事業に該当する。よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

起業者である当該大学は、本件事業について必要な財源措置を講じ、本件事業を既に開始していることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められる。よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

当該大学は、諏訪地域において幅広い研究分野に取り組み、人材育成及び地域連携に貢献している。しかし、当該大学では施設の狭あい化が課題となっている。平成30年の公立化以降、当該大学では学生数が一貫して増加しており教員の増員が必要となっているが、学内の研究室は既に在籍する教員で満室であり、教員の増員ができない。また、地域企業との共同研究スペースである連携研究センター棟も満室であり、共同研究の受け入れを進めていくことができない。さらに、有機薄膜太陽電池など当該大学で進めている研究において屋外実験場が必要となっているが、現在の大学敷地内では必要な面積を確保できない。加えて、地域住民や学生の憩いの場となるスペースも不足している。その他、現在の学生駐車場はキャンパスから徒歩15分と離れていて不便であり、その経路には街路灯も少ないため安全面で懸念があるうえ、駐車台数自体も足りていない。

本件事業の施行により、研究室と連携研究センターを兼ね備えた研究棟、屋外実験場、憩いのスペースとなる緑地及びキャンパスに隣接した駐車場が整備され、教育の質の維持や地域連携の強化、研究の質の向上及び学生の安全が図られることから、諏訪地域全体の産業の発展に寄与する。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、周辺環境等から選定された3つの候補地を、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められる。よって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用する公益上の必要性)

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、当該大学は、諏訪地域において幅広い研究分野に取り組み、人材育成及び地域連携に貢献している。しかし、施設の狭あい化により、教員の増員や共同研究の受け入れができず、研究の進捗にも影響があるほか、学生の利便性・安全性に課題を抱えている。

よって、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められる。よって、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

茅野市役所企画部企画課

長野県告示第663号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和6年12月23日

長野県知事 阿部 守一

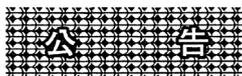
1 土砂災害特別警戒区域の名称

ゼンメイ沢

2 指定の区域

木曾町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年12月23日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォレストモール岡谷

岡谷市神明町三丁目830番6ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社フォレストプロパティ

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号新宿住友ビル11階

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
合同会社フォレストプロパティ	多田 英二	東京都渋谷区代々木三丁目23番4号-3階

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
合同会社フォレストプロパティ	今西 弘康	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号新宿住友ビル11階

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28
株式会社サンドラッグ	貞方 宏司	東京都府中市若松町一丁目38番地1
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番地14
株式会社ゲオ	吉川 恭史	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号OMCビル